

福岡市長

2020年6月19日

高島 宗一郎 殿

## 多くの主権者意思を無視し、市民の個人情報をもとに名簿として自衛隊に一括提供した高島宗一郎市長に抗議し、かかる違法な行政行為の取り消しを求め、正義が全うされるよう求める書

市長、私たちは怒っています。

なぜ、私たち福岡市民個々人の個人情報を第三者に、本人の同意なく暴露され、プライバシー権を侵害されなければならないのかと。なぜなら、今日の情報社会にあって個人の情報はその人格そのものだからです。その人格を、個々人の人格を守る立場にある福岡市長みずからが、率先して福岡市が管理する個人情報を外部機関に提供し、個人の権利を侵害したのか、憤りを禁じえません。

市長、あなたは6月5日、市民が幾重にも中止を申し入れた個人情報の自衛隊への提供を行いました。紙媒体に氏名と住所を印刷し名簿として差し出しました。この行為は、人々はすべての基本的人権の享有者であり、個人として尊重されたとした憲法第13条や、地方公共団体の基本は住民の福祉増進を図ることとする地方自治法第1条の2に違反します。さらに、個人情報の有用性に配慮し、としながらも、「個人の権利利益を保護することを目的とする」と立法目的を定めた個人情報保護法第1条や、「個人の権利利益を保護することを目的とする」と立法目的を定めた福岡市個人情報保護条例第1条に違反します。

市長、あなたは本年2月、市民団体の「自衛隊への名簿提供方針の取り消しを求める申し入れ」に対し、「自衛官等募集事務については、法定受託事務として、可能な範囲で協力する必要があると考えており、災害派遣などの重要な任務を担う自衛官の募集に必要な情報の提供は、公益性があるものと考えております」との回答文を返してきました。しかし、個人情報を本人の同意を得ることなく、しかも18歳や22歳の福岡市民の個人情報を網羅的に自衛隊に提供することに「公益性の必要」があるとは思えません。

市長は、自衛官募集事務については、自衛隊法97条と自衛隊法施行令120条で法定受託事務だと定められていると、福岡市個人情報保護審議会への諮問文で述べています。しかし、自衛官募集において、市がポスター掲示などで協力することはあっても、個人情報を自衛隊に提供することは法定受託事務ではありません。さらに、地方自治体は、国と対等の立場にあって、市民の個人情報を守る義務があります。

市長は、自衛隊の任務を「災害救助」に限定していますが、自衛隊は「海外派遣」なども行っています。現在、「イランの危機」が「中東の危機」となり戦争につながりかねない状態になっているなか、政府は本年2月、その中東に自衛艦とP3C哨戒機を自衛隊法の「調査・研究」目的で派遣しました。私たちは、この2月に警固公園で集会を開いた際に、福岡市長宛の決議文を採択しました。その決議文には、次のように記しています。

「とりわけ自衛隊がアメリカ軍と一体となって大きく変貌しようとしている今、昨年の安倍首相の『地方自治体が自衛隊に協力していない』という間違っただ発言に呼応するようなやり方は、戦後の地方自治のあり方そのものを否定するものといわざるを得ません」と、自衛隊の変貌と市長の首相への阿りを批判しています。

市長は、自衛隊の存在を憲法に明記すると主張している安倍晋三首相の戦争推進路線に福岡市を巻き込ませることをしてはいけません。現在、中東の危機に自衛隊を派遣することによって日本が戦争当事者になってしまう危険があるとき、個人情報自衛隊への提供は、福岡市の若者が、新たな戦争に自衛隊員として参加させられる事態を招来しかねないことを指摘しておきます。

市長、あなたは、2月の市民団体への回答文のなかで「個人情報保護審議会においても、自衛官等募集事務に利用することを目的として、自衛隊に情報を提供することについては、公益上の必要性が認められるとの答申をいただいております」と述べています。しかし、福岡市個人情報保護審議会に諮っての目的外利用可能規定は、福岡市個人情報保護条例第10条が利用目的外利用を原則禁止していることへの例外規定にすぎません。今回のような個人情報の自衛隊への提供は、基本的人権など憲法で保護された市民の権利を侵害した事例であり、例外規定という「軒先を貸して人権という母屋を取られることになった」換骨奪胎のそしりを免れえない行政行為です。

私たちは、このような違法な行為を許さず、かかる行政行為の取り消しを求めます。

福岡市長に対しては、上記内容に対する文書での回答を、下記連絡先の脇義重宛に、6月末までに求めます。

(連絡先)福岡市東区〇〇 脇 義重(携帯 )  
片山純子(携帯 )  
原 豊典(携帯 )

## 【付帯事項】

高島市長、あなたは、2020年2月14日、福岡市個人情報保護審議会の村上会長名による「個人情報の公益上の取扱いについて(答申)」を受け取っています。そこには、下記のように付帯条件が記されています。

「本件については、自衛隊による個人情報の取扱いに不安を感じる市民や個人情報の提供を望まない市民の心情にも配慮する必要があることを十分認識し、以下のように講じられるよう要望する」として、「情報の提供に先立って、公益上の必要性に関する説明を含めた市民への周知を行い、自己の情報を提供してほしくない旨の意思表示を行った市民については、提供する情報から除外する措置を講じること」と。

では、市長ならびに福岡市は、「市民への周知」として何を行ったのでしょうか。市のホームページに掲載しました。但し、その記載を見つけることは至難の業です。市政だより4月15日号に1回掲載されました。でも、一度きりですし、福岡市が行ったアンケートによれば、市政だよりを読んだ人の割合は2割以下とのこと。対象年齢の若者は、実家に住民票を残したまま、市外に住む者も多くいます。一体、何人の対象者が読んだのでしょうか。

また、福岡市はポスターを作成し、学校・公民館などに掲示すると言明していましたが、コロナ禍での自粛で、学校・公民館は閉鎖されており、ポスター掲示を目にすることはありませんでした。しかも、実際に掲示されたポスターは、たった1枚だけだったとのこと。

福岡市は、市議が市議会審議の中で、さらに市民が請願によって要求した、対象者にダイレクトメールを送る予算200万円を、最後まで計上しませんでした。

福岡市長は、毎日のように更新されている「オフィシャル・ブログ」で、市民に対して、とくに対象者に対して、自衛隊へ個人情報を提供しますということを、ていねいに説明したことはあるのでしょうか。私たちは、見かけたことはありません。

このように、市長ならびに福岡市による「市民への周知」は不十分なものであり、誠実に欠けるものです。そして、審議会答申の付帯条件にも反するものでした。

それなのに、福岡市は、自衛隊に対して個人情報の提供を行いました。

① 以上のような実態に対して、市長はいかなる見解をお持ちなのでしょうか。

同じく審議会答申では、次のようにも記しています。

「提供する情報の取扱いについては、目的外利用の禁止等の情報管理の徹底及び事務終了後の確実な廃棄並びにこれらの実施状況に関する報告を書面で求めるなど、個人情報保護の観点から厳格な措置を講じること」と。

これを受けて、福岡市と自衛隊福岡地方協力本部が、本年4月1日に結んだ「募集対象者の取扱いに関する協定」に、市長は署名しています。その中身を、市長は吟味されているのでしょうか。

例えば、第2条では、「募集対象者情報を複写、複製し、又は第三者に提供してはならない」とあります。福岡市の説明によれば、自衛隊は、複数の自衛隊員が原簿を持って地区をまわり、対象者の自宅に募集案内などをポスティングするとのことでした。

原簿を持ってまわる、本当に大丈夫なのかと思いました。

新聞等では、教員などが学籍簿を置き忘れてたり紛失したりする事件が報道されることがあります。自衛隊は、今までそうした事件は起きていないと説明されているようですが、本当に100%起きないと断言できるのでしょうか。

また、第5条の（本業務終了後の取扱い）では、「管理責任者の立会いの下」廃棄を行いますが、この「管理責任者」は自衛隊の方です。なにゆえ福岡市は、廃棄に立ち会わないのでしょうか。さらに、第6条では（協定の有効期間）として、「何ら申し出がない場合は、有効期間は1年間延長されるものとし、以降同様とする」と記載があり、自動延長されるとしています。

市長ならびに福岡市は、大切な個人情報を自衛隊へ渡していながら、「管理責任者」をどうして自衛隊に委任するのでしょうか。福岡市自身が行うべきことではないのでしょうか。自動延長の規定も問題だと思います。毎年、管理・運営、さらに廃棄までがどのように行われたのか、自衛隊でもない、福岡市でもない、総合的に状況を把握し公正な判断を下す「第三者機関」を設置し、ていねいな検証を行うべきではないのでしょうか。

以上、数例を紹介しましたが、「募集対象者情報の取扱いに関する協定」には、多くの疑義があります。

**② 市長ならびに福岡市に対しては、市議会の議員などもまじえた議論、「第三者機関」の創設を、第7条（協議）にもとづき、自衛隊と早急に協議し実現を図ることを求めます。**

福岡市長に対しては、上記①と②に対する文書での回答を、下記連絡先の脇義重宛に、6月末までに求めます。

(連絡先)福岡市東区〇〇 脇 義重(携帯 )  
片山純子(携帯 )  
原 豊典(携帯 )

◆呼びかけ人・10人 (順不同 敬称略)

脇義重(戦争法を廃止する会)、森部聡子(福岡・戦争に反対する女たち)

井下颯(弁護士)、後藤富和(弁護士)、酒井嘉子(九州大学名誉教授)

原豊典(自衛隊への名簿提供を止めさせる市民連絡会)

前海満広(戦争への道を許さない福岡県フォーラム)

内田大亮(福岡県地区労働組合総連合事務局長)

大津啓(福岡県総かがり実行委員会)、片山純子(市民連合ふくおか)

◆賛同者・個人15人 （順不同 敬称略）

大串綾子(市民有志)、丸山尚子(市民有志)、末永節子(福岡女性団体交流会)、川本光治(市民有志)、馬場紀子(市民有志)、今村明子(市民有志)、嶽村久美子(草香江校区町内会長)、山本義信(アジア共同行動福岡)、横田つとむ(日本語教師)、井手一徳(辺野古アクション)、木田悦英(市民有志)、山木菊江(市民有志)、草野美紀子(福岡市民の会)、龍久美子(新日本婦人の会)、本河知明(今を生きる会)、